

東部知多衛生組合地球温暖化防止実行計画

(事務事業編)

2023（令和5）年4月

2026（令和8）年4月改訂

1 基本的事項

1-1 計画策定の根拠

地球温暖化対策の推進に関する法律（以下、「法」という。）第21条第1項で、全ての都道府県及び市町村は事務・事業に関し、温室効果ガスの排出量並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画を策定するものとされています。

特別区についても地方自治法に基づく市に関する規定が適用され、一部事務組合及び広域連合についても、地方自治法に基づく普通地方公共団体に関する規定が準用されるため、地球温暖化防止実行計画（事務事業編）の策定が義務付けられています。

また、上記計画を策定・改定した際は、遅滞なく公表すること、加えて毎年1回、地球温暖化防止実行計画に基づく措置の実施状況（「温室効果ガス総排出量」を含む。）を公表しなければならないとされています。

東部知多衛生組合（以下、「当組合」という。）では、法に基づき、2023（令和5）年4月「東部知多衛生組合地球温暖化防止実行計画」（以下、「本計画」という。）を策定し、温室効果ガスの削減に努めております。

今回、計画期間が満了を迎えることから、国の動向及び当組合の現状等を踏まえ、改訂するものです。

地球温暖化対策の推進に関する法律第21条（地方公共団体実行計画等）

第21条 都道府県及び市町村は、単独又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

2 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 地方公共団体実行計画の目標
- 三 実施しようとする措置の内容
- 四 その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項

3～7（略）

8 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定したときは、遅滞なく、単独で又は共同して、これを公表しなければならない。

9 第5項から前項までの規定は、地方公共団体実行計画の変更について準用する。

10 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、毎年一回、地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況（温室効果ガス総排出量を含む。）を公表しなければならない。

11（略）

12 前各項に定めるもののほか、地方公共団体実行計画について必要な事項は、環境省令で定める。

1-2 計画の期間

本計画の期間は2026（令和8）年度から2030（令和12）年度までの5年とします。

これは、国が2030（令和12）年度における温室効果ガス削減目標を掲げており、この目標年度に合わせるとともに、削減目標に寄与できるよう、5年とするものです。

1-3 計画の対象

本計画の対象は、当組合における事務・事業を対象とします。

(1)対象とする温室効果ガス

地球温暖化対策推進法第2条第3項において、対象となっている温室効果ガスは、二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）、ハイドロフルオロカーボン（HFC）のうち政令で定めるもの、パーフルオロカーボン（PFC）のうち政令で定めるもの、六ふっ化硫黄（SF₆）、三ふっ化窒素（NF₃）と定められています。

温室効果ガス	主な発生源・用途	地球温暖化係数
二酸化炭素（CO ₂ ）	産業、民生、運輸部門における化石燃料の燃焼	1
メタン（CH ₄ ）	稲作、家畜の腸内発酵などの農業部門、廃棄物の埋立て	25
一酸化二窒素（N ₂ O）	一般廃棄物の焼却、ガソリンの燃焼	298

※ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄、三ふっ化窒素は、当組合の事務・事業から排出する量が極めて微量で、かつ、排出量の把握が困難であるため、対象外とします。

(2)温室効果ガスの算定方法

温室効果ガスの排出量は次の式で算定します。

$$\underline{\underline{\text{温室効果ガス排出量} = \text{活動量} \times \text{排出係数（地球温暖化係数）}}}$$

活動量

活動量とは、使用量、焼却量などの排出活動の規模を示す指標です。法で規定する活動量は、温室効果ガスごとに示され、使用量／年、走行距離／年、処理量／年で表します。

排出係数（地球温暖化係数）

排出係数は、法施行令により温室効果ガスごとに決められており、社会情勢の変化等により施行令改正の際、排出係数が変更となった場合は、算定時の施行令で定められている数値を用いることとします。

(3)対象とする事務・事業の範囲

当組合における事務・事業を対象とし、温室効果ガス発生量を把握することとします。

2 目標

2-1 温室効果ガス削減に関する目標

安全で安定的な燃焼を確保するため温度、空気量などといった最低限の基準があり、一定の制約を受けること、また、ごみの分別、減量及び資源のリサイクルといった基本的なごみの排出に関しては、組合市町の取組に委ねざるを得ないものが多い状況ではありますが、ごみの減量化、リサイクルの促進に取り組む組合市町と連携し、当組合の事務事業に係る温室効果ガスの排出量を 2030（令和 12）年度までに、基準年度の 2024（令和 6）年度比で 10%の削減に努めることを目標とします。

なお、2024（令和 6）年度は、廃棄物の焼却に係る排出係数、按分比率等の見直しにより、排出量の算出方法が変更されたため、本計画の基準年度とします。

年度	温室効果ガス排出量 (t-CO ₂)	比率 (%)
2024（令和 6）年度（基準年度）	17,552	100
2030（令和 12）年度（目標年度）	15,797	90

2-2 温室効果ガスの排出量の算定

当組合の事務及び事業活動で排出される温室効果ガスについて、基準年度 2024（令和 6）年度の排出量と目標年度 2030（令和 12）年度の排出量をまとめたものが表 2-1 から表 2-5 です。

表 2-1 事務及び事業活動に伴う温室効果ガスの排出量 (t-CO₂)

		基準年度 二酸化炭素排出量 令和 6 年度	目標年度 二酸化炭素排出量 令和 12 年度
電気の使用		1,141	1,027
燃料	軽油	18	16
	A重油	514	463
	石炭コークス	2,792	2,513
一般廃棄物の焼却	合成繊維	3,281	2,953
	廃プラスチック類	8,980	8,082
合計		16,726	15,054

表2-2 温室効果ガス（メタン）の排出量（t-CH₄）

		基準年度 メタン排出量 令和6年度	目標年度 メタン排出量 令和12年度
一般廃棄物の焼却	連続燃焼式 焼却施設	0.0465	0.0419

表2-3 温室効果ガス（一酸化二窒素）の排出量（t-N₂O）

		基準年度 一酸化二窒素排出量 令和6年度	目標年度 一酸化二窒素排出量 令和12年度
一般廃棄物の焼却	連続燃焼式 焼却施設	2.77	2.49

表2-4 基準年度2024（令和6）年度温室効果ガスの排出量の合計

	排出量 (t-CO ₂ 、t-CH ₄ 、t-N ₂ O)	温暖化係数	≒排出量（t-CO ₂ ）
CO ₂	16,726	1	16,726
CH ₄	0.0465	25	1
N ₂ O	2.77	298	825
合計			17,552

表2-5 目標年度2030（令和12）年度温室効果ガスの排出量の合計

	排出量 (t-CO ₂ 、t-CH ₄ 、t-N ₂ O)	温暖化係数	≒排出量（t-CO ₂ ）
CO ₂	15,054	1	15,054
CH ₄	0.0419	25	1
N ₂ O	2.49	298	742
合計			15,797

3 具体的な取組内容

下記の取組を複合的に実施し温室効果ガスの削減に心掛けます。また、下記の取組以外にも、積極的な温室効果ガスの削減に心掛けます。

表3 温室効果ガスを削減させる取組

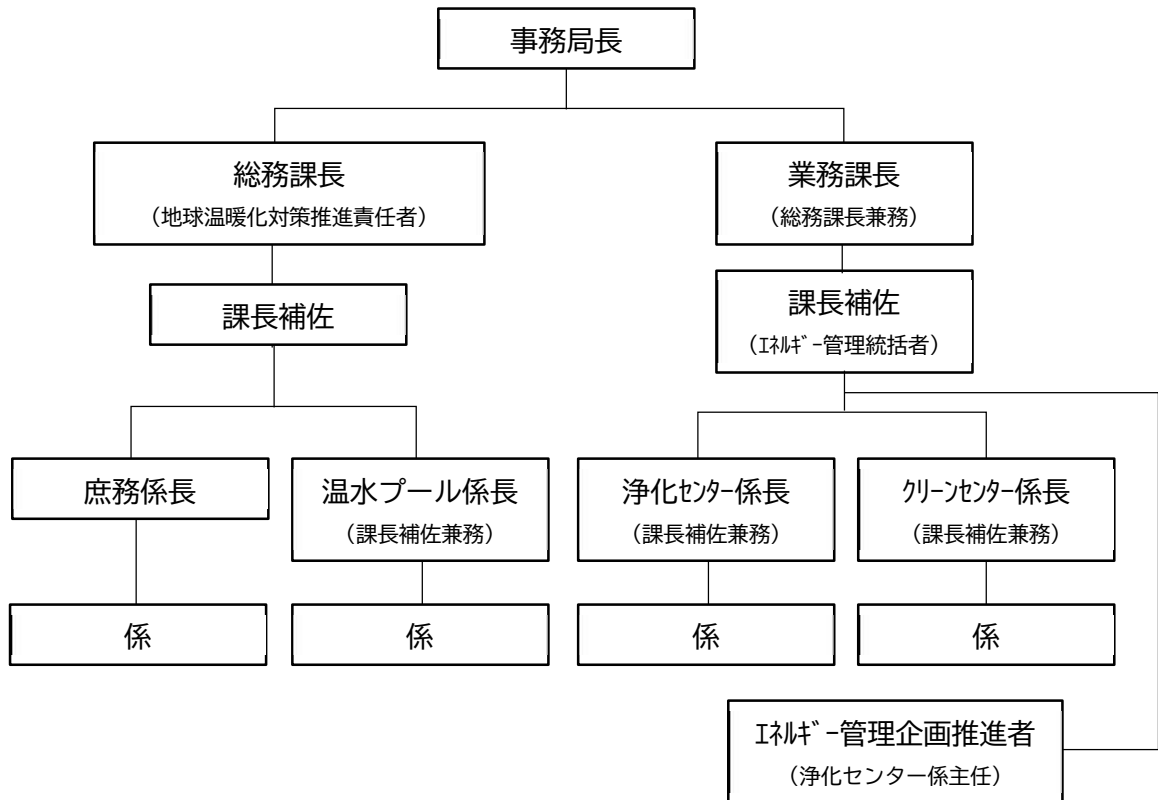
対象	具体的な取組
施設の運用	<ul style="list-style-type: none">・ 蒸気タービンの効率的な運転に努めます。・ 施設の点検・整備を適正に実施し、効率的な運転計画に則った運転管理を行います。・ 過去のデータ等により、燃料の減量に努めます。
組合市町との連携	<ul style="list-style-type: none">・ 組合市町と連携し、ごみの減量化、リサイクルの促進を行います。
空調設備	<ul style="list-style-type: none">・ 適正な温度調整を実施します。・ 必要以上の空調設備を使用しないこととします。・ 全熱交換器の適切な管理を行います。
照明設備	<ul style="list-style-type: none">・ 使用していない箇所の照明は消灯します。・ 日中は昼光の利用を心掛けます。・ LED ランプ照明設備を導入します。
公用車	<ul style="list-style-type: none">・ 定期的に車両整備し、適正な使用を心掛けます。・ エアコンは適正温度で使用します。・ 急発進、急加速をしません。・ 燃料使用量及び走行距離を把握し、随時燃費の確認を行います。
日常業務	<ul style="list-style-type: none">・ 日報等のデータ化を行い、ペーパーレスに努めます。・ メール等を活用しペーパーレスに努めます。・ 裏紙利用に努めます。

4 推進体制及び評価

当組合の温室効果ガス対策の推進体制は次ページのとおりとし、当組合所有施設を利用する全ての利用者に対し、積極的に温室効果ガス削減の啓発活動を行います。

なお、エネルギー管理企画推進者は前年度のデータを集計するとともに、温室効果ガス排出量を報告し、点検及び評価をします。

温室効果ガス削減推進体制（2026（令和8）年度4月1日現在）



地球温暖化対策推進責任者

業務課長を兼務する総務課長を責任者とし、組合及び施設における取組を推進するとともに、状況を報告します。

エネルギー管理統括者及びエネルギー管理企画推進者

エネルギー管理統括者

事業所・企業全体のエネルギー管理を統括し、効率化や非化石エネルギーへの転換を推進する責任者。平成22年度に改正された「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律」（以下、「省エネ法」という。）に基づき、当組合では1名の選任が義務付けられており、経済産業局へ届出します。

エネルギー管理企画推進者

エネルギー管理統括者を補佐し、事業者や企業のエネルギー管理を実務面で推進する専門職。平成22年度に改正された省エネ法に基づき、新たに設置が義務付けられた。当組合では1名の選任が義務付けられており、経済産業局へ届出します。

5 公表

この計画を策定し、または見直しをした場合は、組合ウェブサイトにて公表します。